

消費生活センターだより

ご存じですか?クーリング・オフ制度

多くの方は「クーリング・オフ」という言葉を一度は耳にしたことがあるのではないでしょうか。

一方で、鈴鹿亀山消費生活センターには「なんとなく知っているけど方法が分からぬ」「この契約もクーリング・オフできるの?」といった相談が多く寄せられます。

そこで、消費者トラブルの早期解決につながるクーリング・オフ制度についてご紹介します。

●クーリング・オフとは?

クーリング・オフとは、契約した後、頭を冷やして(Cooling Off)よく考え直す時間を消費者に与え、一定の期間内であれば無条件で契約を解除することができる制度です。

●クーリング・オフができる主な取引と期間



※クーリング・オフ期間は契約書を受け取った日から計算します。

※通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。

●クーリング・オフの方法

クーリング・オフは定められた期間内に必ず書面で行います。

- はがきなどの書面で契約を解除する旨を記入します。
- 控えのために、記入した書面をコピーします。
- 「特定記録郵便」または「簡易書留」などの記録が残る方法で送ります。
- クレジット契約をしている場合は、クレジット会社にも通知します。

※書面のコピーと郵便局の受領証は、5年間大切に保管してください。

(記入例)

通知書
次の契約を解除します。
契約年月日 平成〇〇年〇月〇日
商品名 ○○○○○○○
契約金額 ○○○○○○円
販売会社 株式会社 ×××× □□営業所
担当者 △△△△
支払った代金○○○○○○円を返金し、商品を引き取ってください。
平成〇〇年〇月〇日
○○県○○市○○町○丁目○番○号
氏名 ○○○○○

●クーリング・オフの効果

- 契約は解除され、支払ったお金は返金されます。
- 解約料などを支払う必要はありません。
- 商品を使っていても、サービスを受けていても、その費用を支払う必要はありません。
- 商品を引き取ってもらう費用や、工事箇所を元に戻す費用は事業者の負担となります。

- 条件によってはクーリング・オフができない場合もあります。
- クーリング・オフができる取引かどうか、ご不明な点があれば当センターにご相談ください。



(特定の) 美容医療サービスがクーリング・オフ可能に!

脱毛やプチ整形等で身近になりつつある美容医療サービスですが、一方では施術不良や料金、解約・返金などのトラブルの相談が、全国の消費生活センターに年間2,000件程度寄せられています。

従来、美容医療サービスには、クーリング・オフ制度や中途解約制度などの規制が及ばないという問題がありましたが、法律の改正により昨年12月1日から、一定の要件に該当すれば、特定の美容医療サービスについてもクーリング・オフ等ができるようになりました。

●法改正の内容

- ・契約書を受け取った日から8日間はクーリング・オフができます。
- ・法律で定められた解約料を支払うことで中途解約ができます。
- ・関連商品(健康食品、化粧品など)についてもクーリング・オフや中途解約ができます。

●クーリング・オフの要件

次の①、②のいずれの要件も満たすもの

- サービスの提供期間が1か月を超え、契約金額が5万円を超えるもの
- 下記の方法によるもの

- ・**脱毛**: 光の照射又は針を通じて電気を流すことによる方法
- ・**にきび、しみ、そばかす、ほくろ、入れ墨**その他の皮膚に付着しているものの除去
又は皮膚の活性化: 光もしくは音波の照射、薬剤の使用又は機器を用いた刺激による方法
- ・**皮膚のしわ又はたるみの症状の軽減**: 薬剤の使用又は糸の挿入による方法
- ・**脂肪の減少**: 光もしくは音波の照射、薬剤の使用又は機器を用いた刺激による方法
- ・**歯牙の漂白**: 歯牙の漂白剤の塗布による方法



美容医療を受ける前に

1 情報を収集する

- ・効果や料金、リスク等の情報を集めましょう。
- ・メリットだけでなく、リスクやデメリットも確認しましょう。



2 医師から十分に説明を受ける

- ・契約書面等には必ず目を通し、医師から十分に説明を受け、納得した上で契約しましょう。
- ・費用総額を確認しましょう。



3 問題のある勧誘を行うクリニックと契約しない

- ・断っているのに即日施術を勧めるクリニック。
- ・保険適用となるのに、高額な自由診療の施術を強く勧めるクリニック。
- ・高額な契約をさせるために、年収等に嘘の申告をさせるクリニック。

架空請求はがきにご注意を!

「総合消費料金未納分起訴最終通告書」といったはがきが、「民事起訴管理センター」等を名乗る団体から届いたという相談が急増しており、特に50代、60代の女性宛てに多数確認されます。

このようなはがきは**詐欺**です。決して連絡をせずに無視してください。

不安を感じたり、対処に困ったりした場合は、当センターにご相談ください。

～消費生活に関する相談・出前講座と法律相談のお申し込みは鈴鹿亀山消費生活センターへ～

住 所：鈴鹿市算所一丁目3番3号 鈴鹿農協平田駅前支店2階

TEL:059-375-7611 FAX:059-370-2900

【平日 午前9時～午後4時まで(祝日・年末年始を除く)】

◎土・日・祝日(年末年始を除く)は

「消費者ホットライン」188番へ

いやや!